

令和5年度 吹田市在宅医療・介護連携 医療機関と地域連携のルールづくり 作業部会 介護認定申請をスムーズに行うためのルールについて

令和6年3月 吹田市在宅医療介護連携
医療機関と地域連携のルールづくり 作業部会作成

「本人や家族の状態や意向について、入院時や退院時カンファレンスによる医療・介護関係者間の連携により、本人が希望する暮らしの場に戻り、安定的に在宅生活を継続できる」という「入退院支援の場面の目指すべき姿」に近づくことを目標に、医療機関と地域連携の現行について、作業部会で検討を行いました。その結果、要介護・要支援認定申請（以下、「介護認定申請」と記す）について「本人にとって最も適切な申請のタイミングや、誰が申請すべきなのか」を支援者側が十分理解できていない背景があり、介護認定が滞る一因として「主治医意見書がなかなか揃わない実状がある」と考えました。この度、入退院時に伴う介護認定をスムーズに進めるための共通認識を持つことを目指し、医療機関との連携方法について注意点をまとめましたので、是非とも御活用いただきたく思います。

【共通認識】 以下の2点を御理解いただきますようお願いします

①介護認定申請の支援は誰でも行うことができる

介護認定申請書の提出は本人、家族、ケアマネジャー、訪問看護師、病院職員など誰でも行えますので、スムーズに介護保険サービスにつなげられるようにしましょう。（郵送可能）

なお、本人の了承を得れば、申請書を代筆※することもできます。

※代理申請者（家族、ケアマネジャー、介護保険施設）以外は「本人」を申請者として記入してください。

②主治医意見書の依頼がスムーズに行える

ポイント：主治医意見書を記入してもらえるか、事前に主治医に確認や相談をしましょう。

吹田市役所から医療機関に主治医意見書の依頼は行っておりません。そのため、医師に主治医意見書を作成してもらえるか確認して手続きをすすめることが必要です。

ポイント：短期と長期（概ね3か月以上）の入院期間別に分けて医師連携を意識しましょう。

【長期入院中の場合】入院先のMSWを通じて主治医意見書を作成してもらえるか確認してください。

【短期入院の場合】入院先の医師等へ主治医意見書を作成してもらえるか確認してください。

【外来通院の場合】通院先の医師等へ主治医意見書を作成してもらえるか確認してください。

可能であれば、ケアマネジャー等が本人の通院に同席して医師へ確認することでスムーズに行えるでしょう。

ポイント：連携ツールを活用しましょう。

- ・新規で主治医意見書の作成を希望する場合

主治医意見書問診票（大阪府・大阪府医師会作成）を活用しましょう。

（総合病院、開業医院ともに活用できます）

https://www.town.toyono.osaka.jp/data/doc/1585655447_doc_40_0.pdf

- ・主治医が開業医院の場合：退院後に、開業医院のかかりつけ医へ主治医意見書を作成してもらえるか確認してください。
- ・主治医意見書の中に地域生活における留意事項（例：服薬管理や福祉用具貸与等）について明記してもらうよう医療機関と連絡を取り合うことで、サービスの導入がスムーズにつながる場合があります。

参考【医療機関との連携における個人情報の取り扱いについて】

- ・簡易な情報の提供について

「医療・介護連携シート（大阪府医師会・介護支援専門員協会共同作成）」を活用しましょう。

<https://www.osaka.med.or.jp/img/doctor/medical-care01.pdf>

- ・病名や病状の詳細について

電話では関係者かどうか分からないため、本人や家族の了承を得て診察に同席することが望ましいでしょう。電話や文書で病状の詳細を伝えることはできません。

- ・虐待対応事案について

問い合わせには病院の地域連携担当者が対応します。開業医院の場合はかかりつけ医が直接対応されることが多いようです。

▶「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者」全てに通報義務があります。虐待を疑う場合でも、本人への支援のきっかけになりますので迷わず連絡してください。

連絡先：最寄りの地域包括支援センター、高齢福祉室支援グループ